



猫を飼っている人へ



屋内飼育に努めましょう

屋外に出すと・・・

交通事故にあいやすい、他の猫から病気をうつされやすい、帰ってこない、飼い主の知らないところで他人に迷惑をかけている等の問題がでてきます。

※猫の屋内飼育は、「熊本市動物愛護管理条例」でも定められています。

周囲の人に迷惑をかけないようにして下さい。

最近、猫に関する相談（庭にフン・おしっこをする、鳴き声がうるさい等）が増えています。これは飼い主さんの気配りと責任ある飼育で改善されます。

トイレのしつけをし、できるだけ屋内飼育をしましょう。



不妊・去勢手術をしましょう

不妊・去勢手術をしないとたくさんの猫が生まれてしまいます。望まない妊娠・出産をして、子猫を増やさないようにしましょう。捨て猫は絶対にしてはいけません。

不妊・去勢手術をすることにより発情期の放浪癖（何日も帰ってこなくなる）や他の猫とのけんかが減少するという良い点もあります（けんかをするによりさまざまな病気がうつってしまいます）。

また、生殖器系の病気を予防する効果もあります。



首輪をし、名札をつけてあげましょう

迷子になった猫を保護しても連絡先がないと猫も帰ることができません。

名札をつけてあげてください。



掲示・配布者：

（文責：熊本市動物愛護センター）

